

鹿屋市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

鹿屋市印鑑条例施行規則（平成18年鹿屋市規則第28号）の一部を次のように改正する。

第8条第1号を次のように改める。

(1) 印鑑登録に関する申請（届出）書（別記第1号様式）

第8条第2号中「別記第1号様式」を「別記第1号の2様式」に改め、同条第5号を次のように改める。

(5) 印鑑登録証（別記第3号の2様式）

別記の次に次の1様式を加える。

別記

第1号様式（第8条関係）

印鑑登録に関する申請（届出）書

交付・登録・再交付申請書 印鑑登録証明書交付申請書
 亡失届・廃止申請書（ 亡失 廃止）
 カタカナ併記名申請書

鹿屋市長		様		年 月 日	
住所	鹿屋市			性別	男・女
カタカナ				生年月日	
氏名				() 年 月 日	
旧氏	通称名		連絡先		
カタカナ併記名				証明書請求数	通

※太枠の中を記入してください。

- 本市に印鑑登録している方が、申請者が本人であることを保証する場合は、次の欄に当該保証人が直筆で記入してください。

（申請者が官公署発行の顔写真付身分証明書をお持ちでない場合） ※裏面注意事項をお読みください。

保証書（保証人は、鹿屋市で印鑑登録している方に限ります。）				登録してある印鑑
申請者（ ）は、本人に相違ないことを保証します。				
保 証 人	住 所	鹿屋市		
	氏 名			
	生年月日	() 年 月 日	登録番号	

- 代理人登録による証明書の交付請求申請の場合は、次の欄を記入してください

代 理 人	住 所			電話番号	
	氏 名			生年月日	() 年 月 日

カードチェック <input type="checkbox"/> 回収 <input type="checkbox"/> 未回収	受付	入力	点検	受領確認印・署名
登録番号 ()	抹消			
確認方法 No. _____	登録			
<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 保証書 <input type="checkbox"/> 照会書 <input type="checkbox"/> 官公署発行の写真付証明書	登録年月日 年 月 日			
	登録番号 ()			

印 鑑 登 録	円	印鑑登録証明書	円	合 計	円
---------	---	---------	---	-----	---

(裏)

注意事項

- 1 15歳未満の者及び意思能力を有しない者は、印鑑登録の交付申請はできません。
- 2 本人が自ら申請する場合には、次のいずれかの方法で即日の登録・廃止ができます。
 - (1) 官公署発行の免許証、許可証及び身分証明書で写真を貼付したもの（自動車運転免許証等）を提示する方法
 - (2) 本市に印鑑登録している方が、申請者が本人に相違ないことを保証する方法
- 3 代理人による申請の場合、本人自らの申請であっても、上記2のいずれの方法にも該当しない場合には、本人の申請であることを確認するため、照会書を発送し、その回答書を持参されたときに、登録がなされます。（即日の登録はできません。）
- 4 登録されると、印鑑登録証をお渡ししますので、必ずお持ち帰りください。
- 5 印鑑登録の際は、必ず登録する印鑑を添えて申請してください。
- 6 登録できる印鑑は1人1個です。同一世帯内で同じ印鑑を登録することはできません。登録できる印鑑について、不明な点は事前に窓口で御確認ください。

※登録できない印鑑

- (1) 氏名、通称及び旧氏以外の事項を表しているもの
 - (2) ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの
 - (3) 印影の大きさが一辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの
 - (4) 印影の大きさが一辺の長さ25ミリメートルの正方形に収まらないもの
 - (5) 印影に3分の1以上欠けのあるもの
 - (6) その他登録を受けようとする印鑑として適当でないもの
- 7 印鑑登録と同時に証明書が必要な場合は、この申請（届出）書中に請求枚数を記入し申請してください。

口頭確認

- | | | | | |
|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-----------------------------------|------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 父の氏名 | <input type="checkbox"/> 母の氏名 | <input type="checkbox"/> 子の氏名 | <input type="checkbox"/> （ ）の生年月日 | <input type="checkbox"/> 本籍地 |
| <input type="checkbox"/> 前住所 | <input type="checkbox"/> その他 | | | |

別記第1号様式を別記第1号の2様式とし、別記第3号様式の次に次の1様式を加える。

第3号の2様式（第8条関係）



（裏面）

【注 意 事 項】

- 1 印鑑登録証の提示がなければ印鑑登録証明書は発行しません。本人申請の場合のみ、この登録証にかえてマイナンバーカードを提示することも可能です。
- 2 代理人に証明書の交付を依頼するときは、この印鑑登録証を持参させてください。委任状や登録してある印鑑は必要ありません。
- 3 印鑑の廃止又は変更をされるときは、必ずこの登録証を御持参ください。
- 4 紛失、盗難など万一事故が発生したとき、又はカードを拾得したときは、直ちに下記まで御連絡ください。

鹿児島県鹿屋市役所（市民課）
Tel.0994(43)2111（代） 本人識別欄

附 則

- 1 この規則は、令和7年6月27日から施行する。
- 2 かのや市民カードに関する条例施行規則（平成18年鹿屋市規則第265号）は、廃止する。
- 3 この規則の施行の際、現に存する様式は、当分の間、必要な修正をしてこれを使用することができる。